

改正案	現行
<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）第二号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）第二号、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）第二号、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）第二号及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価（以下「一単位の単価」という。）は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）第二号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）第二号、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）第二号、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）第二号及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第二項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十二条第一項に規定する指定介</p>

第五十二条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第二項に規定する指定地域密着型介護予防サービス、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行う事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

介護予防サービス、同法第五十四条の二第二項に規定する指定地域密着型介護予防サービス、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行う事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	サービス種類	割合
一級地	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の十
	通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の十八 十一

地域区分	サービス種類	割合
特別区	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の十
	通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の十六 十八

訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千九 十九
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	千分の千百 二十六
二級地 居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千
通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護	千分の千六 十八

訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千八 十三
訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援	千分の千百 五
特甲地 居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千
通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護	千分の千四 十五

特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千八 十三
訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千八 十三
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護	千分の千百 五

特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千五 十五
訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千五 十五
訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護	千分の千七 十

二級地	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	千分の千
	居室療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居室療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千五 十四
	通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千六 十六

介護予防支援	
--------	--

四級地	介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千八 十四
	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	千分の千四 十五
	居室療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居室療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千四 十五

介護予防支援	
--------	--

五級地	介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	
	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千五 十五
	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	千分の千七 十
五級地	居宅療養管理指導 福祉用具貸与	千分の千

甲地	居宅療養管理指導 福祉用具貸与	千分の千
----	--------------------	------

	介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	
	通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千二 十七
	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千三 十三
	訪問介護	千分の千四

	介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	
	通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千二 十七
	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千三 十三

六 級 地	訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	十二
	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千
	通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千十 四

乙 地	訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援	千分の千四 十二
	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千
	通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千二 十三

その他	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千十 七
	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	千分の千二 十一
その他	すべてのサービス	千分の千
地域区分	都道府県	地 域

その他	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千二 十八
	訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援	千分の千二 十五
その他	すべてのサービス	千分の千
地域区分	都道府県	地 域

一 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

一 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

一級地	東京都	特別区
二級地	東京都	多摩市、稲城市、西東京市
	神奈川県	鎌倉市
	大阪府	大阪市
三級地	東京都	八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、狛江市
	神奈川県	横浜市、川崎市
	愛知県	名古屋市
	大阪府	吹田市、寝屋川市
	兵庫県	西宮市、豊原市、宝塚市
	埼玉県	さいたま市
四級地	千葉県	千葉市
	東京都	三鷹市、小金井市、東村山市、東久留米市
	神奈川県	横須賀市
	京都府	京都市
	大阪府	堺市、豊中市、池田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、大東市、寝屋川市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、三島郡島本町
兵庫県	神戸市、尼崎市	
福岡県	福岡市	
五級地	富山県	仙台市
	埼玉県	川越市、川口市、所沢市、狭山市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、朝光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町
	千葉県	市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、浦安市、四街道市
	東京都	青梅市、福生市、清瀬市、羽村市、あきる野市、西多摩郡日の出町
	神奈川県	相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高尾郡寒川町
	静岡県	静岡市
	滋賀県	大津市
	京都府	宇治市
	大阪府	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市、柏原市、羽曳野市、箕石市、藤井寺市、大阪狭山市、三島郡島本町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町
	福岡県	福岡市

特別区	東京都	特別区
特別地	東京都	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市
	愛知県	名古屋市
京都府	京都市	
大阪府	大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、門真市、高石市、東大阪市、四條畷市、交野市	
兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、豊原市、伊丹市、宝塚市、川西市	
埼玉県	さいたま市	
千葉県	千葉市	
神奈川県	横須賀市	
京都府	京都市	
大阪府	堺市、豊中市、池田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、大東市、寝屋川市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、三島郡島本町	
兵庫県	神戸市、尼崎市	
福岡県	福岡市	
富山県	仙台市	
埼玉県	川越市、川口市、所沢市、狭山市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、朝光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町	
千葉県	市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、浦安市、四街道市	
東京都	青梅市、福生市、清瀬市、羽村市、あきる野市、西多摩郡日の出町	
神奈川県	相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高尾郡寒川町	
静岡県	静岡市	
滋賀県	大津市	
京都府	宇治市	
大阪府	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市、柏原市、羽曳野市、箕石市、藤井寺市、大阪狭山市、三島郡島本町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町	
福岡県	福岡市	

大府府	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田 林市、河内長野市、松原市、和泉市、羽曳野市 、藤井寺市、交野市、大塚狭山市、葛城郡忠岡 町
兵庫県	伊丹市、川西市、三田市
奈良県	奈良市、大和郡山市
広島県	広島市、安芸郡府中町
六級地	北海道
茨城県	水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍 ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つ くば市、守谷市、那珂市、那珂市、坂東市、稲 敷市、深川市、つくばみらい市、稲敷郡阿見町 、稲敷郡河内町、葛城郡八千代町、猿島郡五箇 町、猿島郡埴町、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、 真岡市、大田原市、さくら市、下野市、下都賀 郡壬生町、下都賀郡野木町
群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、渋川市、 北群馬郡榛原村、佐渡郡玉村町、邑楽郡千代田 町、邑楽郡大泉町
埼玉県	行田市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市

乙地	北海道
宮城県	仙台市
埼玉県	川越市、川口市、所沢市、狭山市、草加市、越 谷市、蕨市、戸田市、鶴ヶ谷市、朝霞市、志木 市、和光市、新座市、富士見町、ふじみ野市、 入間郡三芳町
千葉県	市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、浦 安市、四街道市
東京都	青梅市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米 市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市
神奈川県	平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原 市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老 名市、藤岡市、綾瀬市、高座郡寒川町

千葉県	羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、入間市、 桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂 戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、荒川市、入 間郡毛呂山町、入間郡越生町、比企郡滑川町、 比企郡嵐山町、比企郡川島町、比企郡菅見町、 比企郡鳩山町、比企郡之きわ町、南埼玉郡宮 代町、南埼玉郡白岡町、北埼玉郡杉戸町、北葛 飾郡松伏町
千葉県	木更津市、野田市、安房市、夷金市、市原市、 流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津 市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里 市、山武市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、山 武郡大網白里町、長生郡長柄町、長生郡長南町
東京都	東大和市、武蔵村山市、西多摩郡瑞穂町、西多 摩郡檜原村
神奈川県	小田原市、三浦市、秦野市、中郡二宮町、足柄 上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄上郡山北町 、足柄下郡箱根町、愛甲郡靈川町、愛甲郡清川 村
石川県	金沢市
福井県	福井市
山梨県	甲府市
長野県	長野市、松本市、上田市

静岡県	静岡市
滋賀県	大津市
京都府	宇治市、向日市、長岡京市
大阪府	河内長野市、泉南市、阪南市、泉南郡田尻町
兵庫県	姫路市、明石市、三田市
奈良県	奈良市、大和郡山市、生駒市
和歌山県	和歌山市
岡山県	岡山市
広島県	広島市、安芸郡府中町
福岡県	北九州市
長崎県	長崎市

静岡県	浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、静岡市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿市、袋井市、裾野市、湖西市、田方郡函南町、駿東郡清水町、駿東郡豊泉町、駿東郡小山町、橋原郡川根本町、岡部郡森町
愛知県	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、新城市、大山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、准郡郡豊江町、准郡郡樂島村、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、額田郡幸田町
三重県	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、桑名郡水戸神町、員弁郡東員町、三重郡朝日町、三重郡川越町
滋賀県	彦根市、長浜市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、高島市、米原市、犬上郡多賀町
京都府	亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相模野荘原町、相模野精華町、相模野南山城町

大阪府	柏原市、泉南市、阪南市、豊能郡豊能町、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡千早赤阪村
兵庫県	姫路市、明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、川辺郡猪名川町、加古郡福寿町、加古郡播磨町
奈良県	天理市、橿原市、桜井市、五條市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山辺郡山添村、生駒郡平群町、生駒郡三郷町、生駒郡斑鳩町、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、磯城郡田原本町、宇陀郡岩間村、高市郡明日香村、北葛城郡上牧町、北葛城郡王寺町、北葛城郡広陵町、北葛城郡河合町、吉野郡吉野町
和歌山県	和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡かつらぎ町
岡山県	岡山市
広島県	廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町
山口県	岡崎市
福岡県	北九州市、飯塚市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡宇美町、糟屋郡基山町、糟屋郡須恵町、糟屋郡久山町、糟屋郡粕屋町

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 第三章（略）</p> <p>第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設</p> <p>第一節 第二節（略）</p> <p>第三節 指定地域密着型サービス事業者（第百三十一条の二の二）第百三十一条の十四の五）</p> <p>第四節 第十節（略）</p> <p>第五章 第十章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>（法第八条第二十二項の厚生労働省令で定めるサービス）</p> <p>第十七条の十 法第八条第二十二項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスとする。</p> <p>（居宅介護サービス費の代理受領の要件）</p> <p>第六十四条 法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 居宅要介護保険者が指定居宅サービス（居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を除く。）を受けるとき、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ・ロ（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 第三章（略）</p> <p>第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設</p> <p>第一節 第二節（略）</p> <p>第三節 指定地域密着型サービス事業者（第百三十一条の三十一）第百三十一条の十四）</p> <p>第四節 第十節（略）</p> <p>第五章 第十章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（居宅介護サービス費の代理受領の要件）</p> <p>第六十四条 法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 居宅要介護保険者が指定居宅サービス（居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く。）を受けるとき、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ・ロ（略）</p>
<p>ハ 当該居宅要介護保険者が小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項（指定地域密着型サービス基準第百八十二条において適用する場合を含む。）の規定により作成された居宅サービス計画の対象となつているとき。</p> <p>ニ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（日常生活に要する費用）</p> <p>第六十五条の三 法第四十二条の二第一項及び第二項各号並びに第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。</p> <p>一 認知症対応型通所介護 次に掲げる費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用</p> <p>ロ おむつ代</p> <p>ハ その他認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>二 小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス 次に掲げる費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用</p> <p>ロ 宿泊に要する費用</p> <p>ハ おむつ代</p> <p>ニ その他小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>三 五（略）</p>	<p>ハ 当該居宅要介護保険者が小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項の規定により作成された居宅サービス計画の対象となつているとき。</p> <p>ニ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（日常生活に要する費用）</p> <p>第六十五条の三 法第四十二条の二第二項並びに第二項第二号及び第三号並びに第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。</p> <p>一 認知症対応型通所介護 次に掲げる費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用</p> <p>ロ おむつ代</p> <p>ハ その他認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>二 小規模多機能型居宅介護 次に掲げる費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用</p> <p>ロ 宿泊に要する費用</p> <p>ハ おむつ代</p> <p>ニ その他小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>三 五（略）</p>

(法第四十二条の二第二項第一号の厚生労働省令で定めるサービス)

第六十五条の三の二 法第四十二条の二第二項第一号の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスとする。

(地域密着型介護サービス費の代理受領の要件)

第六十五条の四 法第四十二条の二第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が指定地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。第三号において同じ。))、地域密着型特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。第三号及び第四号において同じ。))、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスを除く。)を受けるとき。

イ、ハ (略)

二 居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ているとき。

三、四 (略)

(居宅サービス等区分)

第六十六条 法第四十三条第一項に規定する居宅サービス等区分は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。第六十九条第一項において同じ。))及び福祉用具貸

与並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。第六十九条第一項において同じ。))、地域密着型特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。第六十九条第一項において同じ。))及び複合型サービスからなる区分とする。

(居宅介護サービス費等種類支給限度基準額を設定できるサービスの種類)

第六十九条 法第四十三条第四項に規定する居宅サービス及び地域密着型サービスの種類は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護及び福祉用具貸与並びに夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護とする。

2・3 (略)

(居宅介護福祉用具購入費の支給の申請)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書には、当該申請書に居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画(指定居宅サービス費基準第百二十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画をいう。以下この項において同じ。))を添付した場合であつて、当該居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画の記載により当該申請に係る特定福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

(介護予防福祉用具購入費の支給の申請)

(新規)

(地域密着型介護サービス費の代理受領の要件)

第六十五条の四 法第四十二条の二第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が指定地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。次号において同じ。))、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)を受けるときであつて、次のいずれかに該当するとき。

イ、ハ (略)

二 居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ているとき。

三、四 (略)

(居宅サービス等区分)

第六十六条 法第四十三条第一項に規定する居宅サービス等区分は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び福祉用具貸与並びに夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同

生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。第六十九条第一項において同じ。))からなる区分とする。

(居宅介護サービス費等種類支給限度基準額を設定できるサービスの種類)

第六十九条 法第四十三条第四項に規定する居宅サービス及び地域密着型サービスの種類は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び福祉用具貸与並びに夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護とする。

2・3 (略)

(居宅介護福祉用具購入費の支給の申請)

第七十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書には、当該申請書に居宅サービス計画を添付した場合であつて、当該居宅サービス計画の記載により当該申請に係る特定福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

(介護予防福祉用具購入費の支給の申請)

第九十条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書には、当該申請書に介護予防サービス計画又は特定介護予防福祉用具販売計画(指定介護予防サービス等基盤調整法第二百九十二条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画をいう。以下この項において同じ。)を添付した場合であつて、当該介護予防サービス計画又は特定介護予防福祉用具販売計画の記載により当該申請に係る特定介護予防福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

(法第六十九条の三の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設) 第一百十三条の九 法第六十九条の三の厚生労働省令で定める事業者又は施設は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設(入所者生活介護及び複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者

三 八 (略)

(指定訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第一百十四条 (略)

一 五 (略)

五の二 利用者の推定数

(指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請等)

第一百十七条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない

い。

一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

二 十三 (略)

2 4 (略)

(法第七十条第七項の厚生労働省令で定める地域密着型サービス)

第一百二十六条の八 法第七十条第七項の厚生労働省令で定める地域密着型サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスとする。

(法第七十条第七項の厚生労働省令で定める場合)

第一百二十六条の九 法第七十条第七項の厚生労働省令で定める場合は、同項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所が当該市町村の区域にある場合及び当該市町村長が同項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等について公算指定(法第七十八条の十四第一項に規定する公算指定をいう。)に係る公算を行っている場合とする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に係る指定の申請等)

第一百三十一条の二の二 法第七十八条の二第一項の規定に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長(当該事業所の所在地の市町村以外の市町村(以下この節において「他の市町村」という。)の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節、第七節及び第八

第九十条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書には、当該申請書に介護予防サービス計画を添付した場合であつて、当該介護予防サービス計画の記載により当該申請に係る特定介護予防福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

(法第六十九条の三の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設) 第一百十三条の九 法第六十九条の三の厚生労働省令で定める事業者又は施設は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設(入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者

三 八 (略)

(指定訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第一百十四条 (略)

一 五 (略)

(新設)

(指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請等)

第一百十七条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない

い。

一 事業所の名称及び所在地

二 十三 (略)

2 4 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

- 節において同じ。)に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しない当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。
- 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行総等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 事業所の平面図及び設備の概要
 - 六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - 七 運営規程
 - 八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - 九 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
 - 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十一 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
 - 十二 法第七十八條の二第四項各号(令第三十五條の六において読み替えられた法第七十條の二第四項において準用する場合を含む。)に該当しないことを誓約する書面(以下この節において「誓約書」という。)
 - 十三 役員(の氏名、生年月日及び住所)
 - 十四 当該申請に係る事業が法第八條第十五項第二号に該当するときは、連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地
 - 十五 その他指定に関し必要と認める事項
- 2) 法第七十八條の十二において準用する法第七十條の二第一項の

規定に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

- 一 別に受付けている指定の有効期間満了日
 - 二 誓約書
- 3) 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定夜間対応型訪問介護事業者に係る指定の申請等)
 第三百一十一條の三 法第七十八條の二第一項の規定に基づき夜間対応型訪問介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、当該他の市町村の長が認めるときは、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しない。

- 一〇十一 (設)
- 十二 誓約書

(指定夜間対応型訪問介護事業者に係る指定の申請等)
 第三百一十一條の三 法第七十八條の二第一項の規定に基づき夜間対応型訪問介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長(当該事業所の所在地の市町村以外の市町村(以下この条において「他の市町村」という。))の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節、第七節及び第八節において同じ。)に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、当該他の市町村の長が認めるときは、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しない。

- 一〇十一 (設)
- 十二 法第七十八條の二第四項各号(令第三十五條の五において読み替えられた法第七十條の二第四項において準用する場合を含む。)に該当しないことを誓約する書面(以下この節において「誓約書」という。)

(指定複合型サービス事業者に係る指定の申請等)

- 第百三十一条の八の二 法第七十八条の二第一項の規定に基づき複合サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、当該他の市町村の長が認めるときは、第四号から第十四号までに掲げる事項の記載を要しない。
- 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。)の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別
- 六 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要
- 七 利用者の推定数
- 八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 九 運営規程
- 十 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

- 十三 指定地域密着型サービス基準第百八十二条において使用する第八十三条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)
- 十四 指定地域密着型サービス基準第百八十二条において使用する第八十三条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
- 十五 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
- 十六 誓約書
- 十七 役員(の)の氏名、生年月日及び住所
- 十八 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- 十九 その他指定に関し必要と認める事項

- 2 法第七十八条の十二において使用する法第七十条の二第一項の規定に基づき複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号に規定する事項(第三号及び第十六号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
- 二 誓約書
- 3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定地域密着型サービス事業者の指定の届出)

- 第百三十一条の九 (略)
- 一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第百三十一条の二の二

(新設)

(指定地域密着型サービス事業者の指定の届出)

- 第百三十一条の九 (略)
- (新設)

第一項第一号から第三号までに掲げる事項
二〇七 (陸)

八 複合型サービス 第百三十一条の八の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び登録定員

(指定地域密着型サービス事業者の名称等の変更の届出等)
第百三十一条の十三 (陸)

一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第百三十一条の二の二第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第七号まで、第十一号、第十三号及び第十四条に掲げる事項

二〇七 (陸)
八 複合型サービス 第百三十一条の八の二第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第六号、第八号、第九号、第十三号から第十五号まで、第十七号及び第十八号に掲げる事項

二〇四 (陸)

(法第七十八条の十三第一項の厚生労働省令で定める地域密着型サービス)

第百三十一条の十五 法第七十八条の十三第一項の厚生労働省令で定める地域密着型サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスとする。

(公選指定に係る応募等)

第百三十一条の十六 法第七十八条の十三第一項の規定に基づき公募により行われる定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、第百三十一条の二の二第一項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出

しなければならない。ただし、同項第一号から第三号までに掲げる事項その他当該市町村長が定める事項以外のものであって、事業所の設置が完了していない場合その他やむを得ない事情により、法第七十八条の十四第二項の規定による選考までに提出することが困難であるものについては、当該選考の後に提出することができる。

第百三十一条の十七 法第七十八条の十三第一項の規定に基づき公募により行われる小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、第百三十一条の五第一項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同項第一号から第三号までに掲げる事項その他当該市町村長が定める事項以外のものであって、事業所の設置が完了していない場合その他やむを得ない事情により、法第七十八条の十四第二項の規定による選考までに提出することが困難であるものについては、当該選考の後に提出することができる。

第百三十一条の十八 法第七十八条の十三第一項の規定に基づき公募により行われる複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、第百三十一条の八の二第一項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同項第一号から第三号までに掲げる事項その他当該市町村長が定める事項以外のものであって、事業所の設置が完了していない場合その他やむを得ない事情により、法第七十八条の十四第二項の規定による選考までに提出することが困難であるものについては、当該選考の後に提出することができる。

第百三十一条の十九 (陸)

一〇六 (海)
(新設)

(指定地域密着型サービス事業者の名称等の変更の届出等)
第百三十一条の十三 (陸)

(新設)

一〇六 (海)
(新設)

二〇四 (陸)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第百三十一条の十五 (海)

(指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請)

第百四十条の六 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

二 十三 (略)

2 4 (略)

(指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の三 (略)

一 五 (略)

五の二 利用者の推定額

(調査の実施)

第百四十条の四十七の二 法第百十五条の三十五第三項の調査の実施に当たっては、都道府県が定める指針に従い行いものとする。

(大都市の特例)

第百六十五条の五 令第五十一条の三第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第百十四条から百二十五条まで、第百二十六条の三第四項第二号、第百二十六条の十三、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条、第百三十三

五条、百三十六条、第百三十七条、第百四十条の三から第百四十条の十四まで、第百四十条の二十一及び第百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第百六十五条の六 令第五十一条の三第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第百十四条から百二十五条まで、第百二十六条の三第四項第二号、第百二十六条の十一、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条、第百三十五条、百三十六条、第百三十七条、第百四十条の三から第百四十条の十四まで、第百四十条の二十一及び第百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請)

第百四十条の六 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 十三 (略)

2 4 (略)

(指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の三 (略)

一 五 (略)

(新設)

(新設)

(大都市の特例)

第百六十五条の五 令第五十一条の三第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第百十四条から百二十五条まで、第百二十六条の三第四項第二号、第百二十六条の十一、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条、第百三十三

五条、百三十六条、第百三十七条、第百四十条の三から第百四十条の十四まで、第百四十条の二十一及び第百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第百六十五条の六 令第五十一条の三第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第百十四条から百二十五条まで、第百二十六条の三第四項第二号、第百二十六条の十一、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条、第百三十五条、百三十六条、第百三十七条、第百四十条の三から第百四十条の十四まで、第百四十条の二十一及び第百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>第二章 訪問介護</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。))第五条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下二の条において同じ。))の数が四十二又はその半数を exceed することにより一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、指定数による。</p> <p>4 第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定訪問介護の職務に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問</p>	<p>第二章 訪問介護</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であつて専ら指定訪問介護の職務に従事するものうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第二十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第五条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。))又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六條第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。))の職務に従事することができる。</p> <p>5 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(地域との連携)</p> <p>第三十六條の二 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>第三章 訪問入浴介護</p>	<p>3 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。))第五条第一項に規定する指定介護予防事業所をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第五条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第三章 訪問入浴介護</p>

(運用)

第五十八條 第八條から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一條、第二十六條、第三十條から第三十五條まで、第三十六條(第五項及び第六項を除く。)、第三十七條、第三十八條及び第四十四條並びに第四節(第四十八條第一項及び第五十四條を除く。)の規定は、基礎該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従事者」と、第八條中「第二十九條」とあるのは「第五十三條」と、第十九條中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基礎該当訪問入浴介護」と、第三十一條「設備及び備品等」とあるのは「基礎該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第四十八條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基礎該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第四章 訪問看護

(看護師等の員数)

第六十條 (略)

2・3 (略)

4 指定訪問看護事業者(次項の規定により、指定地域密着型サービス基準第百七十一條第四項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされている指定訪問看護事業者を除く。)が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準第百七十一條第四項に規定する指定定期巡回・随時

対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、同項第四号イに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定訪問看護事業者(前項の規定により、指定地域密着型サービス基準第百七十一條第四項第四号イに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされている指定訪問看護事業者を除く。)が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準第百七十一條第一項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス(指定地域密着型サービス基準第百七十一條に規定する指定複合型サービスをいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型サービス基準第百七十一條第四項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問看護の具体的な取組方針)

第六十八條 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第七十條第一項に規定する訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう必要適切に行う。

二(五) (略)

第七章 通所介護

(運用)

第五十八條 第八條から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一條、第二十六條、第三十條から第三十五條まで、第三十六條(第五項及び第六項を除く。)、第三十七條、第三十八條及び第四十四條並びに第四節(第四十八條第一項及び第五十四條を除く。)の規定は、基礎該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従事者」と、第八條中「第二十九條」とあるのは「第五十三條」と、第十九條中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基礎該当訪問入浴介護」と、第三十一條中「設備及び備品等」とあるのは「基礎該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第四十八條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基礎該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第四章 訪問看護

(看護師等の員数)

第六十條 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(指定訪問看護の具体的な取組方針)

第六十八條 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第七十條第一項に規定する訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう必要適切に行う。

二(五) (略)

第七章 通所介護

(従業者の員数)

第九十三条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第四節までにおいて「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 指定通所介護の提供を行う時間数(以下この条において「提供時間数」という。)に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数

二 (略)

三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が、利用者(当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準第九十六条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては、十五人を超える部分の利用者の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (略)

2 当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)

が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員及び第二項の適用がある場合における看護職員又は介護職員(以下この節において「介護職員等」という。)を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。

5 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 (略)

8 (略)

9 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項から第八項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

(利用定員)

第五五条の六 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節におい

(従業者の員数)

第九十三条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第四節までにおいて「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 指定通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数

二 (略)

三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が利用者(当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準第九十六条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増すことに一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (略)

2 当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)

が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

(新設)

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員及び第二項の適用がある場合における看護職員又は介護職員(以下この節において「介護職員等」という。)を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

(新設)

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。

5 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 (略)

8 (略)

9 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項から第八項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

(利用定員)

第五五条の六 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節におい

て同じ。)を九人以下とする。

第六節 基礎該当居宅サービスに関する基準

(従業員の員数)

第百六条 基礎該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基礎該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基礎該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基礎該当通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 基礎該当通所介護の提供を行う時間数(以下この条において「提供時間数」という。)に応じて、専ら基礎該当通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数
- 二 看護職員 基礎該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基礎該当通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数
- 三 介護職員 基礎該当通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該基礎該当通所介護の提供に当たる介護職員が、利用者(当該基礎該当通所介護事業者が基礎該当通所介護の事業と基礎該当介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項に規定する基礎該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基礎該当通所介護又は基礎該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が十五人までは一以上、利用者の数が十五人を超える場合は、超えた部分の利用者の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (趣)

2 当該基礎該当通所介護事業所の利用定員(当該基礎該当通所介護事業所において同時に基礎該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基礎該当通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該基礎該当通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 基礎該当通所介護事業者は、基礎該当通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員及び前項の通員がある場合における看護職員又は介護職員(以下この条において「介護職員等」という。)を、常時一人以上当該基礎該当通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基礎該当通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。

5 前各項の基礎該当通所介護の単位は、基礎該当通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

(趣)

7|6| 基礎該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第百九条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三

て同じ。)を八人以下とする。

第六節 基礎該当居宅サービスに関する基準

(従業員の員数)

第百六条 基礎該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基礎該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基礎該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基礎該当通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 基礎該当通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間数(以下この条において「提供時間数」という。)を通じて専ら当該基礎該当通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数
- 二 看護職員 基礎該当通所介護の単位ごとに、提供時間数を通じて専ら当該基礎該当通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数
- 三 介護職員 基礎該当通所介護の単位ごとに、提供時間数を通じて専ら当該基礎該当通所介護の提供に当たる介護職員が利用者(当該基礎該当通所介護事業者が基礎該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項に規定する基礎該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基礎該当通所介護又は基礎該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増すことにより一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (趣)

2 当該基礎該当通所介護事業所の利用定員(当該基礎該当通所介護事業所において同時に基礎該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基礎該当通所介護の単位ごとに、提供時間数を通じて専ら当該基礎該当通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

(新設)

(新設)

3| 前二項の基礎該当通所介護の単位は、基礎該当通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

(趣)

5|4| 基礎該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第百九条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三

十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七
条(第二項から第三十八条まで、第五十二條、第九十二條及び第四
節(第九十六條第一項及び第九十五條を除く。))の規定は、基礎該
当通所介護の事業について適用する。この場合において、第八條中
「第二十九條」とあるのは「第百條」と、「訪問介護員等」と
あるのは「通所介護従業者」と、第十九條中「内容、当該指定訪
問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わつ
て支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、
第二十一條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介
護」とあるのは「基礎該当通所介護」と、第三十二條中「訪問介
護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六條第二項中
「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは
「基礎該当通所介護」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「
前項」と読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

(指定通所介護事業所等との併設)

第百四十條の二十六 基礎該当居宅サービスに該当する短期入所
生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基礎該当短期入所生
活介護」という。)の事業を行う者(以下「基礎該当短期入所生
活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基礎
該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業
所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サ
ービス基準第五十二條第一項に規定する指定認知症対応型通所介
護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業
所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者の員数)

第百四十條の二十七 基礎該当短期入所生活介護事業者が基礎該当

十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七
条(第二項から第三十八条まで、第五十二條、第九十二條及び第四節(第九十
六條第一項及び第九十五條を除く。))の規定は、基礎該当通所介護
の事業について適用する。この場合において、第八條中「第二十九
條」とあるのは「第百條」と、「訪問介護員等」とあるのは「
通所介護従業者」と、第十九條中「内容、当該指定訪問介護につ
いて法第四十一條第六項の規定により利用者に代わつて支払を
受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十
一條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあ
るのは「基礎該当通所介護」と、第三十二條中「訪問介護員等」
とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六條第二項中「法定代
理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基礎該
当通所介護」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と
読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

(指定通所介護事業所等との併設)

第百四十條の二十六 基礎該当居宅サービスに該当する短期入所
生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基礎該当短期入所生
活介護」という。)の事業を行う者(以下「基礎該当短期入所生
活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基礎
該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業
所又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)
に併設しなければならない。

(従業者の員数)

第百四十條の二十七 基礎該当短期入所生活介護事業者が基礎該当

短期入所生活介護事業所)とに置くべき従業者(以下この節にお
いて「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとお
りとする。ただし、他の社会福祉施設等の従業員との連携を図る
ことにより当該基礎該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営
を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がな
いときは、第三号の従業員を置かないことができる。

(前項)

一五(略)

2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、
新規に基礎該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定
数による。

3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な
機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当
該基礎該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することが
できるものとする。

4・5 (略)

(設備及び備品等)

第百四十條の三十 (略)

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ (略)

ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上
とすること。

ハ (略)

二五(略)

3・4 (略)

(準用)

第百四十條の三十二 第九條から第十三條まで、第十六條、第十九

短期入所生活介護事業所)とに置くべき従業者(以下この節にお
いて「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとお
りとする。ただし、他の社会福祉施設等の従業員との連携を図る
ことにより当該基礎該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営
を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がな
いときは、第四号の従業員を置かないことができる。

一 医師一人以上

二六(略)

2 前項第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、
新規に基礎該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定
数による。

3 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な
機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当
該基礎該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することが
できるものとする。

4・5 (略)

(設備及び備品等)

第百四十條の三十 (略)

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ (略)

ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上
とすること。

ハ (略)

二五(略)

3・4 (略)

(準用)

第百四十條の三十二 第九條から第十三條まで、第十六條、第十

条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、第三十六條の二から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条、第一百三三、第一百四条、第一百二十条並びに第四節（第二百二十七条第一項及び第二百四十条を除く。）の規定は、基礎該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基礎該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百三三條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基礎該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二百三十三條中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第十二章 特定施設入居者生活介護

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）

第八十条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、第三十七條、第三十八條、第五十二条、第一百一条、第一百三三、第一百四条、第一百二十条並びに第四節（第二百二十七条第一項及び第二百四十条を除く。）の規定は、基礎該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基礎該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百三三條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基礎該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十二章 特定施設入居者生活介護

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）

第八十条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

（受託居宅サービス事業者への委託）

第九十二条の十（略）
2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならない。
3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第九十三条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービス基準第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。

4 8（略）

第十三章 福祉用具貸与

（指定福祉用具貸与の基本取扱い方針）

第九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者への介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 3（略）

（指定福祉用具貸与の具体的取扱い方針）

第九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、か

の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

（受託居宅サービス事業者への委託）

第九十二条の十（略）
2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならない。
3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第九十三条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。

4 8（略）

第十三章 福祉用具貸与

（指定福祉用具貸与の基本取扱い方針）

第九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者への介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行わなければならない。

2 3（略）

（指定福祉用具貸与の具体的取扱い方針）

第九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に

(指定特定福祉用具販売の具体的な取扱方針)

第二百十四条 (略)

指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する指定福祉用具販売計画に基づき、指定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に於けるとともに、目録等の文書を示して指定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の指定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

二〇四 (略)

(前条)

(指定福祉用具販売計画の作成)

第二百十四条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定福祉用具販売計画を作成しなければならない。なお、指定福祉用具等の利用がある場合は、第九十九条の二第一項に規定する福祉用具等計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 指定福祉用具販売計画は、既に居室サービス計画が作成されている場合は、当該居室サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、指定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、指定福祉用具販売計画を作成した際に

以、当該指定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

(記録の整備)

第二百十五条 (略)

2 (略)

一 指定福祉用具販売計画

二〇五 (略)

(指定特定福祉用具販売の具体的な取扱方針)

第二百十四条 (略)

指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して指定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の指定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

二〇四 (略)

(新設)

五 居室サービス計画が作成されていない場合は、施行規則第七十一条第一項第三号に規定する居室介護福祉用具購入費の支給の申請に係る指定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。

(新設)

(記録の整備)

第二百十五条 (略)

2 (略)

(新設)

一〇四 (略)

○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二章 介護予防訪問介護</p> <p>（訪問介護員等の員数）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を超すことにより一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、利用者の数に応じて希薄換算方法によることができる。</p> <p>3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受けける場合は、推定値による。</p> <p>4 第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定介護予防訪問介護の職務に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一地域内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型</p>	<p>第二章 介護予防訪問介護</p> <p>（訪問介護員等の員数）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であつて専ら指定介護予防訪問介護の職務に従事するものうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>指定サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス等基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス等基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）の職務に従事することができる。</p> <p>5 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（地域との連携）</p> <p>第三十四条の二 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者がらる若者に関し、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>（運用）</p> <p>第六十一条 第八條から第十四條まで、第十六條から第十九條まで</p>	<p>指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第五条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>（運用）</p> <p>第六十一条 第八條から第十四條まで、第十六條から第十九條まで</p>

第二十二條、第二十三條、第二十八條から第三十三條まで、第三十四條（第五項及び第六項を除く。）及び第三十四條の二から第三十六條まで並びに第一節、第四節（第五十條第一項及び第五十五條を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従事者」と、第八條及び第三十條中「第二十六條」とあるのは「第六十一條」において準用する第五十三條」と、第十九條中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三條第四項の規程により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一條中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第二十九條中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第四章 介護予防訪問看護

(看護師等の員数)

第六十三條 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準第三條の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービス基準第三條の二に規定する指定定期巡回・随時対応

第二十一條、第二十三條、第二十八條から第三十三條まで、第三十四條（第五項及び第六項を除く。）及び第三十五條及び第三十六條並びに第一節、第四節（第五十條第一項及び第五十五條を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従事者」と、第八條及び第三十條中「第二十六條」とあるのは「第六十一條」において準用する第五十三條」と、第十九條中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三條第四項の規程により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一條中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第二十九條中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第四章 介護予防訪問看護

(看護師等の員数)

第六十三條 (略)

2・3 (略)

(新設)

型訪問介護看護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型サービス基準第三條の四第一項第四号イ及び第九項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項第一号イ及び第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第七章 介護予防通所介護

(従業者の員数)

第九十七條 指定介護予防通所介護の事業を行う者(以下「指定介護予防通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供を行う時間数(以下この条において「提供時間数」という。)に応じて、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数
- 二 (略)
- 三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間数

(新設)

第七章 介護予防通所介護

(従業者の員数)

第九十七條 指定介護予防通所介護の事業を行う者(以下「指定介護予防通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間数(以下この条において「提供時間数」という。)を測じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数
- 二 (略)
- 三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間数

に於いて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる介護職員が利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。))の数が十五人までは一以上、利用者の数が十五人を超える場合は、超えた部分の利用者の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (略)

2 当該指定介護予防通所介護事業者の利用定員(当該指定介護予防通所介護事業者において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。))が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員及び前項の適用がある場合における看護職員又は介護職員(以下この条において「介護職員等」という。)を、常時一人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。

5 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介

を通じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる介護職員が利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。))の数が十五人までは一以上、それ以上五又はその倍数を増すことに一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (略)

2 当該指定介護予防通所介護事業者の利用定員(当該指定介護予防通所介護事業者において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。))が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間数を通じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

(略)

(新設)

3 前二項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介

61 81 (略)

9 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十三条第一項から第八項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

第一百十二条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。))が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。))ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供を行う時間数(以下この条において「提供時間数」という。))に応じて、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる介護職員が利用者(当該基準該当介護予防通所介護事業者が

61 81 (略)

7 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十三条第一項から第八項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

第一百十二条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。))が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。))ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間数(以下この条において「提供時間数」という。))を通じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間数を通じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間数を通じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる介護職員が利用者(当該基準該当介護予防通所介護事業者が

が基礎該当介護予防通所介護の事業と基礎該当通所介護指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基礎該当介護予防通所介護又は基礎該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。)の数が十五人までは一以上、利用者の数が十五人を超える場合は、超えた部分の利用者の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (略)

2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基礎該当介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 基礎該当介護予防通所介護事業者は、基礎該当介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員及び前項の適用がある場合における看護職員又は介護職員(以下この条において「介護職員等」という。)を、常時一人以上当該基礎該当介護予防通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基礎該当介護予防通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。

5 前各項の基礎該当介護予防通所介護の単位は、基礎該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

7161 (略)

基礎該当介護予防通所介護の事業と基礎該当通所介護の事業と

基礎該当介護予防通所介護の事業と基礎該当通所介護(指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基礎該当介護予防通所介護又は基礎該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。)の数が十五人までは一以上、それ以上五又はその構成を単すことに一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (略)

2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基礎該当介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間数を通じて専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

(新設)

(新設)

3 前二項の基礎該当介護予防通所介護の単位は、基礎該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

7141 (略)

基礎該当介護予防通所介護の事業と基礎該当通所介護の事業と

が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百六条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第百十五条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条から第三十三条まで、第三十四条(第五項及び第六項を除く。)、第三十五条の二から第三十六条まで及び第五十二条並びに第二節、第四節(第百条第一項及び第七七条を除く。)、及び前節の規定は、基礎該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百十五条において準用する第百一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基礎該当介護予防通所介護」と、第三十条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第百条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基礎該当介護予防通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第九章 介護予防短期入所生活介護

(準用)

第百四十二条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第

が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第百十五条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条から第三十三条まで、第三十四条(第五項及び第六項を除く。)、第三十五条の二から第三十六条及び第五十二條並びに第二節、第四節(第百条第一項及び第七七条を除く。)、及び前節の規定は、基礎該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百十五条において準用する第百一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基礎該当介護予防通所介護」と、第三十条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第百条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基礎該当介護予防通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第九章 介護予防短期入所生活介護

(準用)

第百四十二条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第

十九條、第二十一條、第二十三條、第三十條から第三十六條まで、第五十二條、第八二條、第八四條及び第八五條の規制、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十條中「第二十六條」とあるのは「第三十八條」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第八二條第三項及び第八四條中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第八節 基準該当介護予防短期入所生活介護

(指定介護予防通所介護事業所等との併設)

第七十九條 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第十三條に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者の員数)

第八十條 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の

員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

- (観る)
一 五 (略)

- 2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。
3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
4・5 (略)

(設備及び備品等)

- 第八十三條 (略)
2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
一 居室
イ (略)
ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。
ハ (略)
二 五 (略)
3・4 (略)

(準用)

第八十五條 第九條から第十三條まで、第十六條、第十九條、第二十一條、第二十三條、第三十條から第三十三條まで、第三十

十九條、第二十一條、第二十三條、第三十條から第三十六條まで、第五十二條、第八二條、第八四條及び第八五條 指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十條中「第二十六條」とあるのは「第三十八條」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第八二條第三項及び第八四條中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第八節 基準該当介護予防短期入所生活介護

(指定介護予防通所介護事業所等との併設)

第七十九條 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防通所介護事業所又は社会福祉施設(以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者の員数)

第八十條 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の

員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

- (観る)
一 六 (略)

- 2 前項第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。
3 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
4・5 (略)

(設備及び備品等)

- 第八十三條 (略)
2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
一 居室
イ (略)
ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
ハ (略)
二 五 (略)
3・4 (略)

(準用)

第八十五條 第九條から第十三條まで、第十六條、第十九條、第二十一條、第二十三條、第三十條から第三十三條まで、第三十

四條（第五項及び第六項を除く。）、第三十四條の二から第三十六條まで、第五十二條、第二百二條、第四百四條、第四百五條、第四百二十八條並びに第四節（第三百三十五條第一項及び第四百四十二條を除く。）及び第五節の規定は、基礎該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九條中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三條第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービスの額」とあるのは「内容」と、第二十一條中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基礎該当介護予防短期入所生活介護」と、第三十條中「第二十六條」とあるのは「第八十五條において準用する第三十八條」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第一百二條第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第一百三十五條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基礎該当介護予防短期入所生活介護」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第四百四十二條第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「第八十五條」と、第四百四十四條中「第二百二十八條」とあるのは「第八十五條において準用する第二百二十八條」と、「前条」とあるのは「第八十五條において準用する前条」と、第四百四十八條中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第二百六十條（略）

2 （略）

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービス

四條（第五項及び第六項を除く。）、第三十五條、第三十六條、第五十二條、第二百二條、第四百四條、第四百五條、第四百二十八條並びに第四節（第三百三十五條第一項及び第四百四十二條を除く。）及び第五節の規定は、基礎該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九條中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三條第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービスの額」とあるのは「内容」と、第二十一條中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基礎該当介護予防短期入所生活介護」と、第三十條中「第二十六條」とあるのは「第八十五條において準用する第三十八條」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第一百二條第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第一百三十五條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基礎該当介護予防短期入所生活介護」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第四百四十二條第二項第二号から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「第八十五條」と、第四百四十四條中「第二百二十八條」とあるのは「第八十五條において準用する第二百二十八條」と、「前条」とあるのは「第八十五條において準用する前条」と読み替えるものとする。

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第二百六十條（略）

2 （略）

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービス

の種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第二百六十五條に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の第四條に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護とする。

第十二章 介護予防福祉用具貸与

（記録の整備）

第二百七十五條（略）

2 （略）

一 介護予防福祉用具貸与計画

二 六（略）

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第二百七十八條（略）

一 （略）

二 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

三 六（略）

（前条）

の種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第二百六十五條に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第四條に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護とする。

第十二章 介護予防福祉用具貸与

（記録の整備）

第二百七十五條（略）

2 （略）

（新設）

一 五（略）

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第二百七十八條（略）

一 （略）

（新設）

二 五（略）

六 介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定介護予防福祉用具貸与が重要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る担当職員（指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員をいう。）により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が介護予防サービス計画に記載され

(介護予防福祉用具計画の作成)

- 2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 8 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について適用する。

用貸与計画の変更について適用する。

(準用)

第二百八十条 第八條から第十四條まで、第十六條から第十九條まで、第二十一條、第二十二條、第三十一條から第三十三條まで、第三十四條(第五項及び第六項を除く。)、第三十四條の二から第三十六條まで、第五十二條並びに第九二條第一項及び第二項並びに第一節、第二節(第二百六十六條を除く。)、第三節、第四節(第二百六十九條第一項及び第二百七十六條を除く。)、及び前節の規定は、基礎該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八條中「第二十六條」とあるのは「第二百八十条において準用する第二百七十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十條中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種類」と、第十四條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九條中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三條第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一條中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基礎該当介護予防福祉用具貸与」と、第九二條第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百六十九條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基礎該当介護予防福祉用具貸与」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十三章 特定介護予防福祉用具販売

(記録の整備)

るようにならざるを得ないものとする。

(新設)

(準用)

第二百八十条 第八條から第十四條まで、第十六條から第十九條まで、第二十一條、第二十二條、第三十一條から第三十三條まで、第三十四條(第五項及び第六項を除く。)、第三十五條、第三十六條、第五十二條並びに第九二條第一項及び第二項並びに第一節、第二節(第二百六十六條を除く。)、第三節、第四節(第二百六十九條第一項及び第二百七十六條を除く。)、及び前節の規定は、基礎該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八條中「第二十六條」とあるのは「第二百八十条において準用する第二百七十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十條中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種類」と、第十四條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九條中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三條第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一條中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基礎該当介護予防福祉用具貸与」と、第九二條第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百六十九條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基礎該当介護予防福祉用具貸与」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十三章 特定介護予防福祉用具販売

(記録の整備)

第二百八十八条 (略)

2 (略)

一 一 特定介護予防福祉用具販売計画

二 一 五 (略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的な取扱方針)

第二百九十一条 (略)

一 (略)

二 一 指定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

二 一 五 (略)

(前条)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第二百九十二条 福祉用具専門相談員は、前条第一号に規定する利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成するものとする。なお、指定介護予防福祉用具貸与の利用がある場合は、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説

明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

第二百八十八条 (略)

2 (略)

(新設)

一 一 四 (略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的な取扱方針)

第二百九十一条 (略)

一 (略)

(新設)

二 一 四 (略)

五 介護予防サービス計画が作成されていない場合は、施行規則

第九十条第二項第三号に規定する介護予防福祉用具購入費の支給の申請に係る特定介護予防福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。

(新設)

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）</p> <p>第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一（二十四）（略）</p> <p>二十五 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五條の二十三第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p>	<p>（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）</p> <p>第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一（二十四）（略）</p> <p>二十五 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五條の二十三第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、<u>当該指定居宅介護支援事業者ごとに、所属する介護支援専門員の数に八を乗じて得た数</u>を、委託を受ける件数（指定居宅介護支援事業者が、指定介護予防支援事業者から、<u>離居その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する利用者に係る指定介護予防支援の業務の委託を受ける件数を除く。</u>）の上限とするとともに、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第七条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第九条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成二十一年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>第七条 一般病床、精神病床（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第九条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p>
<p>第八条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>第八条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>
<p>第九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第三条第一項第八号及び第四十條第一項第四号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。</p>	<p>第九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第三条第一項第八号及び第四十條第一項第四号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。</p>

1

2

改 正 案	理 由
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第十三条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条、次条、附則第十五条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、療養老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する療養老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条、次条、附則第十五条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。）を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室については、第三条第二項第一号ロの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>一 平成十八年七月一日以後に新築、増築又は全面的な改築の工事に着手された転換に係る療養室 平成三十年三月三十一日までの間、入所者一人当たりの床面積は、六・四平方メートル以</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第十三条 一般病床、精神病床（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条、次条、附則第十五条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、療養老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する療養老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条、次条、附則第十五条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。）を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室については、第三条第二項第一号ロの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>一 平成十八年七月一日以後に新築、増築又は全面的な改築の工事に着手された転換に係る療養室 平成二十四年三月三十一日までの間、入所者一人当たりの床面積は、六・四平方メートル</p>

上であること。

二 (略)

第十四条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合には、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該介護老人保健施設の入所者及び当該病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、第三条第一項の規定にかかわらず、当該介護老人保健施設に診察室を設けないことができる。

第十五条 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合には、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該介護老人保健施設の入所者及び当該病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、第三条第一項の規定にかかわらず、当該介護老人保健施設に診察室を設けないことができる。

第十六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合には、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該介護老人保健施設の入所者及び当該病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、第三条第一項の規定にかかわらず、当該介護老人保健施設に診察室を設けないことができる。

以上であること。

二 (略)

第十四条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合には、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該介護老人保健施設の入所者及び当該病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、第三条第一項の規定にかかわらず、当該介護老人保健施設に診察室を設けないことができる。

第十五条 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合には、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該介護老人保健施設の入所者及び当該病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、第三条第一項の規定にかかわらず、当該介護老人保健施設に診察室を設けないことができる。

第十六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合には、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該介護老人保健施設の入所者及び当該病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、第三条第一項の規定にかかわらず、当該介護老人保健施設に診察室を設けないことができる。

かわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとす

一・二 (略)

2 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設に限る。)を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、第四十一条第二項第二号中「一平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。

第十七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第四条第一項第一号の規定は、適用しない。

第十八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第四条第二項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあつて

は百平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を二とすることができる」とする。

第十九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第四条第五号イ及び第四十一条第四項第五号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

かわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとす

一・二 (略)

2 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設に限る。)を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、第四十一条第二項第二号中「一平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。

第十七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第四条第一項第一号の規定は、適用しない。

第十八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第四条第二項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあつて

は百平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を二とすることができる」とする。

第十九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第四条第五号イ及び第四十一条第四項第五号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

○ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第十八条 療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成三十年三月三十一日までの間は、第二条第二項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。</p> <p>第十九条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成三十年三月三十一日までの間は、第二条第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 六（略）</p> <p>第二十条 療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十年三月三十一日までの間は、第三条第二項第三号及び第三十九条第二項第二号中「一・八メートル」とあるのは「二・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。</p> <p>第二十一条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十年三月三十一日までの間は、第五条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「二・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては「二・一メートル以上）」とあるのは「二・六メートル以上」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>第十八条 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第二条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。</p> <p>第十九条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成二十四年三月三十一日までの間は、第二条第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 六（略）</p> <p>第二十条 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第三条第二項第三号及び第三十九条第二項第二号中「一・八メートル」とあるのは「二・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。</p> <p>第二十一条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定</p>
<p>用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十年三月三十一日までの間は、第五条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「二・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては「二・一メートル以上）」とあるのは「二・六メートル以上」とする。</p>	<p>介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第五条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「二・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては「二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル以上」とする。</p>